

プラッシュアップ判例・裁決例 【解説動画付】

令和4年最判後の初の総則6項事件

明治学院大学法学部教授 渡辺 充

東京地裁令3年（行ウ）第22号、令6・1・18判決（納税者勝訴）（税務当局控訴）（TAINS:Z888-2556）

PLAT税理ご利用者限定 本記事で取り上げた東京地裁令和6年1月18日判決の全文はPLAT税理でご覧になれます。

Brush up point

本件は、最高裁令和4年4月19日判決（以下、「令和4年最判」という。）後に初めて総則6項の適用が争われた事件で、土地ではなく株式の評価に関する事案である。

本件は、相続より取得した株式を財産評価基本通達の定める方法により評価して相続税の申告をしたところ、所轄税務署長から、当該株式の価額について評価通達の定めにより評価（通達評価額8186円／株）することが著しく不適当と認められるとして、総則6項に基づく評価（本件算定報告額8万0373円／株）により、相続税の更正処分等を受けた事案であるが、東京地裁は、令和4年最判の判断枠組みに照らし、平等原則という観点から、次に示す判断ポイントにより、本件について総則6項の適用はなく、納税者勝訴の判決を下した。

(1) 相続開始日直後に高値で本件相続株式を売却することができたという事情に加え、相続開始日以前から被相続人が本件株式の売却の交渉をしており、かつ、その生前の段階で他社との間でその譲渡予定価格（10万5068円／株）まで基本合意していたという事情が認められても、最終的に本件相続株式の売却が成立し、相続人らが本件通達評価額を大幅に上回る代金を現に取得したという事情がなければ、およそ本件算定報告額（8万0373円／株）をもって課税しなければ他の納税者との間に看過し難い不均衡が生ずるということはできない。

(2) 相続開始直後に相続財産の一部を高額で売却することができたとしても、その事実に着目して相続税課税をしなければ他の納税者との間で租税負担に看過し難い不均衡があるとは必ずしも断じえない。

(3) 本件相続の開始前から当該株式の譲渡予定価格が事実上合意されていたという事情をもって、特段の事情（の一部）ということはできない。

(4) 総則6項を納税者の不利に適用するに当たっては、納税者間の不均衡や不利益等を納税者に甘受させるに足りる程度の一定の納税者側の事情が必要と解すべきである。例えば、

【解説動画】

この記事については、著者が解説動画をYouTubeにアップしており、次のQRコードから視聴できます。是非、ご覧下さい（66分）。



①被相続人の生前に実質的に売却の合意が整っており、かつ、売却手続を完了することができたにもかかわらず、相続税の負担を回避する目的をもって、他に合理的な理由もなく、殊更売却手続を相続開始後まで遅らせたり、売却時期を被相続人の死後に設定しておいたりしたなどの場合であるとか、②最高裁令和4年判決の事例のように、納税者側が、それがなかった場合と比較して相続税額が相当程度軽減される効果を持つ多額の借入れやそれによる不動産等の購入といった積極的な行為を相続開始前にしていたという程度の事情が特段の事情として必要なものと解される。

I 事実関係

[1] 本件は、被相続人T（以下、「T」という。）の相続人である原告らが、Tの相続により取得した財産の価額を財産評価基本通達（以下、「評価通達」という。）の定める方法により評価して本件相続に係る相続税の申告をしたところ、Y所轄税務署長（处分行政庁。以下、「Y」という。）から、本件相続に係る財産のうち株式の価額について評価通達の定めにより評価することが著しく不適当と認められるなどとして、総則6項（以下、「評価通達6」という場合もある。）により、本件相続税の各更正処分及びこれに伴う過少申告加算税の各賦課決定処分を受けたことから、これらを不服として、本件各更正処分等の取消しを求めた事案である。

本件は、Tの相続財産であるO社株式の評価が問題となっている。すなわち、O社株式については、Tの生前に、実質的に他社への株式の売却の合意が整っているときに、そのTの相続税におけるO社株式の評価額につき、評価通達の定めによらず、総則6項の適用があるか否かが争点となっている。したがって、時系列的にこの事実関係を把握する必要があるので、次に少し詳細に事実関係について確認する。

[2] O社およびO社株式について

Tは、平成26年6月11日に死亡した。原告K及び原告Hは、それぞれTの子であり、Tの妻であるMを含めた3名が本件被相続人の法定相続人である。

O社は、昭和55年5月12日に設立され、S市に本店を置き、薬局の経営、医薬品の製造及び販売等を目的とする株式会社であり、評価通達178に定める「大企業」に該当する。本件相続開始日におけるO社の代表取締役はTであり、監査役はMであった。

本件相続開始日におけるO社発行済株式の総数は6万株であり、Tが2万1400株を、Mが1万3000株を、原告らがそれぞれ3600株を、原告Kの夫が200株を、原告Kの子が600株を、他のO社取締役ら（いずれも本件被相続人の属する同族関係者グループには含まれない。）が合計1万7600株をそれぞれ保有していた。O社株式は、会社法2条17号に規定する譲渡制限株式であり、評価通達168に定める「取引相場のない株式」に該当する。

[3] O社株式の売却の経緯

平成26年1月16日、Tは、医薬品卸売業を主な事業内容とするV社との間で、O社株式のV

社に対する売却・資本提携等を前提とする協議を進めるに当たり、相互に開示される情報の秘密保持に関し、秘密保持契約を締結した。

平成26年2月28日、Tは、O社の売却・資本提携等に関するMZ銀行との間で、M&A等のアドバイスに係る契約を締結した。

平成26年5月29日、Tは、V社との間で、O社株式の譲渡に向けて協議を行うことについての基本合意を締結した。本件基本合意において、Tは、O社株式の全部を取りまとめ又は買い集めた上でV社に譲渡するものとし、その譲渡価格は63億0408万円（1株当たり10万5068円）とすることとされた（以下、この1株当たりの価格を「譲渡予定価格」という）。なお、本件基本合意は、上記の株式譲渡契約の締結及び譲渡予定価格について、T及びV社を法的に拘束するものではないとしていた。

平成26年6月2日から同月6日までの間、V社は、平成25年9月30日を基準日とするO社の買収監査を行った。

平成26年6月11日、本件被相続人は死亡した。

平成26年6月18日、O社の取締役会が開かれ、MがO社の代表取締役となり、TとV社との間で進められていたO社株式の売却プロセスを進めることになった。

平成26年6月20日、V社は、有限責任監査法人Aから、本件買収監査に係る「財務調査報告書」の提出を受けた。

平成26年6月25日、V社は、O社を今後運営するに当たって法律上問題となる事項がないかについての調査を依頼したB総合法律事務所から報告書を受け取った。

平成26年7月8日、本件相続人らの間で遺産分割協議が行われ、O社株式については、Mが1万0700株、原告Kが5350株、原告Hが5350株をそれぞれ取得することを合意した。

O社の取締役会において、M以外の全株主が所有するO社株式について平成26年7月14日を譲渡予定日としてMに譲渡すること及びこの株式譲渡が実行されることを前提にMがO社株式6万株について同日を譲渡予定日としてV社に譲渡することがそれぞれ承認された。

原告らは、Mとの間で、MがV社に対してO社株式6万株を譲渡する契約が締結され、これを実行することに支障が生じていないことを条件として、それが保有するO社株式8950株について、平成26年7月14日又は原告らとMが別途書面により合意する日をもって、Mにそれぞれ9億4035万8600円（譲渡予定価格と同じ1株当たり10万5068円）で譲渡する契約を締結した。また、他のO社の株主も、それぞれMとの間で、その所有するO社株式全部をMに譲渡する契約を締結したことにより、Mは、発行済みのO社株式6万株を全て保有することとなった。

M及びV社は、譲渡日を平成26年7月14日又はM及びV社が合意して別途定めた日として、MがV社にO社株式6万株を譲渡価格63億0408万円（以下、この価格を「本件売却価格」という。）で譲渡する契約を締結した。

平成26年7月14日、本件株式譲渡契約に係る代金決済が行われ、MはO社株式6万株をV社に譲渡した。

〔4〕本件相続税の申告

本件相続人らは、平成27年2月27日、Yに対し、共同で本件相続税の申告をした。本件相続人らは、本件相続税の申告において、本件相続株式の価額につき、評価通達180に定める「類似業種比準価額」によって1株当たり8186円（以下、「本件通達評価額」という。）と算定した上で、その総額を1億7518万0400円（8186円×2万1400株）と評価した。その結果、本件相続税において、原告Kは、課税価格を2億4140万1000円、納付すべき税額を7973万7800円として申告をし、原告Hは、本件相続税につき、課税価格を2億4340万1000円、納付すべき税額を7958万9300円として申告をした。

〔5〕本件各更正処分等

S国税局長は、平成30年4月27日付けで、国税庁長官に対し、本件相続株式の評価については、評価通達6に基づき評価通達で定められた方法によらずに他の合理的な方法によって評価することとしたい旨及び本件相続株式の評価額は本件相続開始日における本件相続株式の価値算定について株式会社C社が作成した平成30年2月28日付けの株式価値算定報告書（以下、「本件算定報告書」という。）における報告額の平均値17億2000万円（1株当たり8万0373円。以下この1株当たりの価格を「本件算定報告額」という。）とすることが適当である旨上申した。これに対し、国税庁長官は、平成30年5月18日付けで、同局長に対し、同局長の意見のとおり取り扱うこととされたい旨指示した。

Yは、平成30年8月7日付けで、原告らに対し、本件相続株式は評価通達の定めによって評価することが著しく不適当と認められるとして、評価通達6に基づき、本件相続株式の価額は国税庁長官の指示を受けて算定した価額である本件算定報告額によるとし、また、申告された土地の評価額に（時価より高額である）誤りがあるとして、本件各更正処分等をした。

原告らは、平成30年10月30日、本件各更正処分等を不服として、再調査審理庁（処分行政庁）に対し再調査請求をしたが、同庁は、平成31年1月25日付けで、上記の再調査請求を棄却する旨の決定をした。また、原告らは、平成31年2月26日、本件各更正処分等を不服として、国税不服審判所長に対し審査請求をしたが、同所長は、令和2年7月8日付けで、上記審査請求を棄却する旨の裁決をした。そこで、原告らは、令和3年1月26日、本件訴訟を提起した。

II 主たる争点と当事者の主張

本件の争点はいくつかあるが、その主たる争点は、本件相続株式を評価通達6により評価することの適否である。なお、処分行政庁は評価通達6に基づき本件相続株式の価額を一般的な株主価値の算定方法であるDCF法、株価倍率法及び取引事例法に基づいて算定し、当該算定価額（8万0373円／株）を本件相続開始日における本件相続株式の価額であるとし、その算定価額の適否も本件では争点となっているが、本稿では、評価通達6の適用の有無についてのみ取り上げる。両当事者の主張をみると、次のとおりである。

納税者の主張	税務当局の主張
<本件相続株式を評価通達6により評価することの適否について> (1) 評価通達6の歯止めのない運用は、租税法律主義に反する。評価通達6は、元来、納税者を救済するために作られた通達であった。そもそも評価通達6を適用して納税者に不利な課税をすることは、憲法84条に明白に違反している。	<本件相続株式を評価通達6により評価することの適否について> (1) 令和4年最判は、形式的には評価通達が想定している状況にある財産ではあるものの、評価通達を意識して租税負担の軽減をも意図した行為をするなどの当該財産が相続財産に含まれるに至った経緯等に鑑み、評価通達の定める方法により評価することが、当該行為をしていない者との間で実質的な公平を欠くこととなる類型（濫用型）の事案について、当該事案の個別事情を検討した上で、当該財産が相続財産に含まれるに至った経緯等からして、評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことが実質的な租税負担の公平に反するというべき事情があるとした事例判決といえる。被相続人の行為により課税価格及び相続税額が大きく減少したこと、租税負担の軽減を意図して当該行為をしたことを必須の要素としたとは判示していない。
(2) 取引相場のない株式については、その客観的な交換価値を示す価額を実務上可能な方法で容易かつ確に算定し得る画一的な評価方法として、客観的で具体的な取引価格があることを前提とした評価方法を採用することは相当ではない。しかし、相続開始時ににおいて、売買当事者間の主観的事情を離れた当該株式の客観的な交換価値を反映した取引価格が明示されていることなどから、当該株式の客観的な交換価値と評価し得る価格が明らかになっているという事情がある場合には、当該株式の状況は、およそ客観的な交換価値を反映した取引価格（市場価格）が想定できないことを前提とした評価方法を定めた評価通達（取引相場のない株式に係る評価通達）の趣旨に当たはまらず、当該財産（株式）を評価通達の定める方法により画一的に評価することが実質的な租税負担の公平に反するというべき事情がある（趣旨逸脱型）といえる。	(2) 取引相場のない株式については、その客観的な交換価値を示す価額を実務上可能な方法で容易かつ確に算定し得る画一的な評価方法として、客観的で具体的な取引価格があることを前提とした評価方法を採用することは相当ではない。しかし、相続開始時ににおいて、売買当事者間の主観的事情を離れた当該株式の客観的な交換価値を反映した取引価格が明示されていることなどから、当該株式の客観的な交換価値と評価し得る価格が明らかになっているという事情がある場合には、当該株式の状況は、およそ客観的な交換価値を反映した取引価格（市場価格）が想定できないことを前提とした評価方法を定めた評価通達（取引相場のない株式に係る評価通達）の趣旨に当たはまらず、当該財産（株式）を評価通達の定める方法により画一的に評価することが実質的な租税負担の公平に反するというべき事情がある（趣旨逸脱型）といえる。
(3) 本件相続株式の売却後に平成26年分の所得税の確定申告により本件相続株式の売却による利益については納税をしているから、のれんに課税をすることは二重課税となり許されない。	(3) 本件相続開始日において、本件基本合意のとおり、本件相続株式の全部がV社に売却されて換価される蓋然性は相当程度高かったと認められ、現に、本件相続開始日から1か月足らず後の同年7月8日に、本件基本合意の内容のとおりに本件株式譲渡契約の締結に至り、同月14日に本件相続株式を含むO社の発行済株式の全部がV社に譲渡された。
かかる事実に加え、TとV社とは、親族関係又は親子会社関係その他特殊の関係にない独立した当事者の関係にあったこと、両者の間の交渉経緯をみると、T及びV社がいずれも銀行との契約に基づいてその助言を受け、約4か月間にわたる価格交渉を経た上で譲渡予定価格を形成し、本件買収監査を実施した後、譲渡予定価格と同額の本件売却価格で本件株式譲渡契約を締結したことからすれば、本件相続開始日において明示されていた譲渡予定価格は、独立した当事者間において金融機関等による一定の客観性ある意見も踏まえ、慎重に時間をかけて形成さ	なかつた。O社の取締役らはO社株式を譲渡する計画を知らされていたが、それは本件買収監査に対応する必要があったためであり、株主としては譲渡予定価格などの詳細な内容については知らされていなかった。原告並びに原告Kの夫及び子らは上記計画自体知られておらず、原告らは葬儀後にMから聞かされた。原告らは、親族の中から後継者を立てることとしてO社の経営を続ける方法がないか検討した。これらのことから、本件株式譲渡契約の条件が成就しなかつた可能性は相当程度あったということであり、本件株式譲渡契約締結の蓋然性はなかったものというべきである。このように、本件相続開始日時点ではO社株式の取りまとめはされておらず、取りまとめられたのは本件相続の開始後のことである。本件株式譲渡契約の締結や本件売却価格と譲渡予定価格が同額であることは本件相続開始日後の事情であり、これらの事情を考慮することはできない。また、譲渡予定価格には多額のシナジーが含まれており、その金額も明らかではなく、本件相続開始日時点では本件株式譲渡契約が成立していない以上、これをそのまま本件通達評価額と比較しなければならないとする方が不合理である。

れて合意された価格であり、市場価格と比較して特別に高額又は低額な価格であることをうかがわせる事情は見当たらない。

そうすると、本件相続株式は、形式的には取引相場のない株式であるものの、本件相続開始日において、既に当事者間において合意された取引価格が存在し、かつ、その取引価格によって換価されることが相当の蓋然性をもって見込まれ、さらに、当該取引価格が売買当事者間の主観的事情を離れた当該株式の客観的交換価値を反映したものと認められるところから、本件相続開始日における本件相続株式の状況は、取引相場のない株式に係る評価通達の趣旨に当てはまらず、当該評価通達が本来的に想定していない状況といえる。

(4) 他の者との実質的公平という観点からみても、本件相続株式を評価通達の定める方法によって評価すると、譲渡予定価格及び本件売却価格に基づいて評価した場合と比較し、本件相続に係る課税価格の合計額が約20億4000万円、原告らの相続税額がそれぞれ約2億5420万円も減少し、原告らの相続税の負担は著しく軽減されることになるところ、本件相続株式の価額について評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことは、客観的な取引価格が現れており、容易に換価される状況にあるという意味において、本件相続株式と同様の状況にあるといえる上場株式や気配相場等のある株式を相続した他の納税者と原告らとの間に看過し難い不均衡を生じさせ、実質的な租税負担の公平に反するというべき事情がある。また、既に交換価値が顕在化している本件相続株式について、本件相続株式の譲渡契約直前に本件相続が発生したという偶然の事情により本件相続株式の価額について評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことは、本件相続株式の譲渡契約後に本件相続が発生した場合や本件相続株式の購入資金を用意している買主側に相続が発生した場合と比べても看過し難い不均衡が生じ、実質的な租税負担の公平に反することになる。

III 判決の要旨

[1] 東京地裁は、はじめに、令和4年最判の判断枠組みを次のとおり確認した。

「評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことが実質的な租税負担の公平に反するというべき事情がある場合には、合理的な理由があると認められるから、当該財産の価額を評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとすることも上記の平等原則に違反するものではないと解するのが相当である。ただし、本件通達評価額と本件算定報告額との間に大きなかい離があるということのみをもって直ちに上記事情があるということはできない。」

また、「最高裁令和4年判決が租税回避行為をしなかった他の納税者との不均衡、租税負担の公平に言及している点に鑑みると、租税回避行為をしたことによって納税者が不当ないし不公平な利得を得ている点を問題にしていることがうかがわれる。」したがって、「相続税を軽減するために被相続人の生前に多額の借金をした上であらかじめ不動産などを購入して評価通達の定める方法における現金と不動産など他の財産に係る評価額の差異を利用する相続税回避行為をしている場合でない限り、当該相続対象財産を評価通達の定める方法による評価額を超える価格で評価して課税しなければ相続開始後に相続財産の売却をしなかった又はすることができなかった他の納税者と比較してその租税負担に看過し難い不均衡があるとまでいうことは困難である。」

「相続開始直後に相続財産の一部を高額で売却することができたとしても、その事実に着目して相続課税をしなければ他の納税者との間で租税負担に看過し難い不均衡があるとは必ずしも断じ得ない。」

〔2〕次に、本件相続開始前の譲渡予定価格（10万5068円／株）の合意については、「本件基本合意が本件相続の後も本件相続人らとの間でそのまま存続するか否か自体、本件相続開始日においては不透明な状況であったといわざるを得ない・・・本件基本合意が譲渡予定価格等について本件被相続人及びV社を法的に拘束するものではないとしていた点や本件被相続人においてO社株式の全部を取りまとめ又は買い集めることが前提条件とされていた点・・・などに鑑みれば、譲渡予定価格による本件相続株式の売買代金債権を相続財産と同視することも困難である。したがって、本件相続開始日以前からO社株式の譲渡予定価格が本件被相続人とV社との間で事実上合意されていたという事情を殊更重視するのは相当ではない。」¹ 加えて、相続開始後に評価通達の定める方法による評価額より著しく高い価額での売却によってほぼ同額の利得を得た納税者を想定した場合においても、上記売却に向けた交渉が相続の前後にまたがっている納税者に対して当該売却額に着目した相続課税をしなければ、相続開始後に売却に向けた交渉を開始した納税者との間に租税負担の点で看過し難い不均衡があるともいえない（むし

*1 なお、東京地裁は、判決の後半部分で、本件売却価格（10万5068円／株で譲渡予定価格と同じ）が主觀的事情を捨象して決められた客觀的な交換価値そのものであるとまでは認められない判断している。すなわち、医薬品卸を主要事業とするV社は調剤薬局を主要事業とするO社と40年にわたって良好な関係を保っており、同じ東北地方を事業エリアとしていて处方元も同一であって、V社が提示した価格もシナジー効果を加えて算出したものであること、他に同額程度の購入価格を提示した買収候補者が複数いるなどの事情もないことからすれば、かなり限定された特殊な状況を踏まえて合意された金額とすらいい得るものである。以上の点からすれば、本件売却価格が公開株式に準ずる程度に当事者の主觀的事情を離れた本件相続株式の客觀的な交換価値を反映した取引価格であると評価することは困難というほかない、処分行政庁自身も、本件売却価格に個別事情が反映されていることは否定せず、本件相続株式の1株当たりの時価について、本件売却価格ではなくそれより低い本件算定報告額（8万0373円／株）とする旨主張しているのであるが、そのことからみても、本件相続開始日において、売買当事者間の主觀的事情を離れた本件相続株式の客觀的な交換価値を反映した取引価格が明らかであったなどとはいうことは困難であり、本件算定報告額（8万0373円／株）がこれに当たると断ずることも直ちにはできないとしている。

る、前者に対してのみ高額の課税をすることの方が不公平とも考えられる。」と判示し、「本件相続の開始前からO社株式の譲渡予定価格が事実上合意されていたという事情をもって、特段の事情（の一部）ということはできない」とした。

〔3〕次に東京地裁は、評価通達6の適用にあたっては、税務当局に慎重な姿勢をもとめるべく、次のとおり判示した。

「仮に、課税庁が相続開始後の取引といった個別事情を考慮するとなれば、相続開始日と売却時期がどの程度接近していれば当該売却の事実を考慮するのか、評価通達の定める方法による評価額と売却価額の間にどの程度の差があれば評価通達6に基づく個別評価をするか、個別評価をするとしてどのように評価するかといった点が問題になるところ、これらについての基準はなく、課税庁が個別的にその適否を判断することにならざるを得ない。しかしながら、そのようなこと自体、課税庁による恣意的判断が介入したり、他の事例との間で不合理な差異が生じたりする余地があって、評価通達の趣旨や平等原則の要請に反するというべきであり、適用の有無の別やその具体的方法の差異について、納税者間に不均衡又は不利益が生ずる可能性を否定することができない・・・納税者側が租税回避行為をしていたような場合は別として、納税者がかかる不安定な地位に置かれ、不利益を受けるのは、申告納税制度や評価通達の趣旨に照らし、強い疑問が残るものといわざるを得ない。」

したがって、「評価通達6を納税者の不利に適用するに当たっては・・・不均衡や不利益等を納税者に甘受させるに足りる程度の一定の納税者側の事情が必要と解すべきである。例えば、被相続人の生前に実質的に売却の合意が整っており、かつ、売却手続を完了することができたにもかかわらず、相続税の負担を回避する目的をもって、他に合理的な理由もなく、殊更売却手続を相続開始後まで遅らせたり、売却時期を被相続人の死後に設定しておいたりしたなどの場合であるとか、最高裁令和4年判決の事例のように、納税者側が、それがなかった場合と比較して相続税額が相当程度軽減される効果を持つ多額の借入れやそれによる不動産等の購入といった積極的な行為を相続開始前にしていたという程度の事情が特段の事情として必要なものと解される。」

以上、「本件相続株式の価額については本件通達評価額によって評価すべきであり、評価通達6を適用して本件算定報告額を用いて本件相続株式を評価した本件各更正処分等は、最高裁令和4年判決の示した判断枠組みに照らし、平等原則という観点から違法である。」と判示した。

IV 解説

〔1〕本件について、本訴前の国税不服審判所の裁決は、総則6項適用により納税者の請求を認めないとするものであった。² すなわち、本件O社株式の1株当たりの価額を比較すると、

*2 国税不服審判所【仙裁（諸）令2-4】令2・7・8裁決（TAINS-F0-3-693）

通達評価額8186円／株は、本件算定報告額8万0373円／株の約10%にとどまり、また、株式譲渡価格及び基本合意価格10万5068円／株の約8%にとどまり、株式譲渡価格及び基本合意価格が本件株式通達評価額から乖離する程度は、本件算定報告額よりも更に大きいものであった。したがって、本件通達評価額は、本件算定報告額並びに株式譲渡価格及び基本合意価格と著しく乖離しており、相続開始時における本件株式の客観的な交換価値を示しているものとみることはできず、評価通達の定める評価方法が合理性を有するものとみることはできないとし、本件相続における本件株式については、評価通達の定める評価方法により形式的な平等を貫くと、かえって租税負担の実質的な公平を著しく害することが明らかになるというべきであり、評価通達の定める評価方法以外の評価方法によって評価すべき「特別な事情」があるとしたのである。

この裁決は、令和4年最判前の裁決であり、このときは価格乖離から納税者間の実質的公平が判断され、総則6項の適用を可としたのである。ところが、周知のとおり、その後、いわゆる“タワマン節税訴訟”に対し令和4年最判は、従来の総則6項の「特別の事情」につき、「実質的租税負担公平事情」なるものを掲げ、そこに合理的理由の有無を見いだし、評価通達の適用に関する平等性を判断することとした。特に納税者の租税回避的行為の介在に、総則6項の判断の力点が置かれるべきであるとし、本件判決は、令和4年最判の判断枠組みに照らし、総則6項の適用が判断されたものである。

〔2〕本件の東京地裁の判断は、令和4年最判をレイシオ・デシデンダイとすると、まさにそれに従うものであり、総則6項（評価通達6）の解釈は、納税者救済説的見解により行い、納税者の不利にこれを適用するに当たっては、不均衡や不利益等を納税者に甘受させるに足りる程度の一定の納税者側の事情が必要であると解した。そこで、東京地裁は、本件において、たとえば、「被相続人の生前に実質的に売却の合意が整っており、かつ、売却手続を完了することができたにもかかわらず、相続税の負担を回避する目的をもって、他に合理的な理由もなく、殊更売却手続を相続開始後まで遅らせたり、売却時期を被相続人の死後に設定しておいたりしたなどの場合であるとか、最高裁令和4年判決の事例のように、納税者側が、それがなかった場合と比較して相続税額が相当程度軽減される効果を持つ多額の借入れやそれによる不動産等の購入といった積極的な行為を相続開始前にしていたという程度の事情が特段の事情として必要なものと解される。」とし、令和4年最判事件のように納税者の行為による積極的な租税回避がみられない以上は、総則6項の適用はないとしたのである。

しかし、私見としては、総則6項は、相続税における財産評価の合理性・安全性を考慮したものであり、合理的評価説の見地から、時価という客観的交換価値への接近をはかるものであり、必ずしも納税者救済説的見地を第一にするものではないと考える。

〔3〕筆者は、令和4年最判が出たあとも、総則6項の判断基準は、基本的に従来と変わりなく、(1)通達評価額と鑑定評価額の乖離という「価格乖離型乖離」と、(2)納税者の租税回避的行為の有無という「租税回避型乖離」の2つの基準を総合的に勘案することの検討が行われるべきものと考える。

きものと考える。

本件で東京地裁は、価格乖離型乖離について、「本件通達評価額と本件算定報告額との間に大きなかい離があるということのみをもって直ちに上記事情があるということはできない。」（傍線筆者）とし、価格乖離についても、それを無視することはしていない。そもそも本件において価格乖離は重要な問題であって、通達評価額（8186円／株）と本件算定報告額（8万0373円／株）あるいは株式譲渡価格及び基本合意価格（10万5068円／株）には上記のとおり相当の乖離があるのであり、これをそのまま是認すると、相続税の負担の公平につき、実質的な問題が惹起するのである。

相続税法22条は、財産の評価につき「当該財産の取得の時における時価」と規定するが、この時価は客観的交換価値とするが、何をもって客観的交換価値とするかについては法令上定かでない。つまり、本件のようにすでにO社株式について、譲渡につき基本合意がある時に、それが相続開始時点においてその譲渡の蓋然性が問題となるとしても、実質的見地からすれば、相続税の申告期限前にその譲渡が基本合意のまま実現したのであれば、いわば停止条件付譲渡と同様の状態となっており、相続開始時点においてO社株式は通達評価額で評価される単なる非上場株式ではない状態になっていると考える。その際、そのような状態にある株式の客観的交換価値はいくらであるかと問われれば、通達評価額ではないであろうというのが筆者の見解である。この限りでは税務当局がいう「趣旨逸脱型」と同様の発想である。

たとえば、土地に関する総則6項の適用事案ではあるが、東京地裁平成4年3月11日判決の「篠田事件」がある。控訴審、最高裁も第1審の判断を是認するが、東京地裁は次のとおり判示した。「そもそも、本件の場合のように、被相続人が相続開始直前に借り入れた資金で不動産を購入し、相続開始直後に右不動産が相続人によってやはり当時の市場価格で他に売却され、その売却金によって右借入金が返済されているため、相続の前後を通じてことがらの実質を見ると当該不動産がいわば一種の商品のような形で一時的に相続人及び被相続人の所有に帰属することとなつたに過ぎないとも考えられるような場合（傍線筆者）についても、画一的に評価通達に基づいてその不動産の価額を評価すべきものとすると、他方で右のような取引の経過から客観的に明らかになっているその不動産の市場における現実の交換価格（傍線筆者）によってその価額を評価した場合に比べて相続税の課税価格に著しい差を生じ、実質的な租税負担の公平という観点からして看過し難い事態を招来することとなる場合があるものというべきであり、そのような場合には、前記の評価通達によらないことが相当と認められる特別の事情がある場合に該当するものとして、右相続不動産を右の市場における現実の交換価格によって評価することが許されるとするのが相当である。」すなわち、過去の判決例に従えば、本件O社株式は、あたかも一種の商品のごとく被相続人から相続人にわたり、相続人はあらかじめ予定されていた基本合意に基づき、客観的交換価値を申告期限前に実現したのである。

令和4年最判は、納税者の租税回避的行為につき「合理的な理由」があるか否かで総則6項の適用を判断し、本件には上記にみられるように納税者の作為的な租税回避行為がないため、

東京地裁は、「積極的な行為を相続開始前にしていたという程度の事情が特段の事情として必要なものと解される」ので、本件について総則6項の適用はないとした。しかし、これは「租税回避型乖離」の偏重であり、「価格乖離型乖離」との総合的勘案をしていない点に欠点があるものと筆者は考える。

ただし、価格乖離型乖離について主張する場合、現在一定のガイドラインがないため、東京地裁も「評価通達の定める方法による評価額と売却価額の間にどの程度の差があれば評価通達6に基づく個別評価をする（の）か」と疑問を呈しており、これはまさに価格乖離型乖離の欠点である。筆者は、別稿で土地に関する価格乖離型乖離につき新たな提案を模索したが、^{*3}確かに一定のガイドラインがない以上、総則6項の適用については税務当局の恣意的判断が行われる危惧があり、“疑わしきは罰せず”（in dubio pro reo）の精神を尊ぶと、納税者優位の今回の判断は首肯できる。

さらに、本件で問題となるのは、O社株式につき、2つの時価が登場している点である。税務当局による本件算定報告額は、8万0373円／株であるが、株式譲渡価格及び基本合意価格は10万5068円／株であった。むしろ、税務当局は、本件相続開始日以前からO社株式の譲渡予定価格が本件被相続人TとV社との間で事実上合意されていたという事情を重視するであれば、10万5068円／株で主張した方が取引が実現した客観的交換価値ということで妥当であったものと考える。株式については一物多価となっており、各種の評価方法が是認されているが、この客観的交換価値とは、およそ神のみぞ知る価値ではなく、フッサールがいうところの間主觀性に集約されるものである（エトムント・フッサール著・浜渦辰二訳『デカルト的省察』岩波書店（2001年））。すなわち、フッサール流にいえば、「客観性＝客観的交換価値」をはじめから前提に時価論争をするのではなく、主觀（納税者・税務当局・裁判所）の間で成り立っていることを押し広げていくことによって客観性は確保される。したがって、一物多価が是認され、2つの評価額が存在するとしても、本件における総則6項適用の時価は、実現した（あるいは実現予定の）交換価値であったと考える。その意味で、税務当局の時価判断の曖昧性ということが、本件で裁判官の心証形成に影響したのではないかと考える。

〔4〕繰り返しとなるが、令和4年最判の影響力は大きく、今回の判決例でわかるることは、税務当局にとってその適用はかなり難しくなったということである（ただし、税務当局は控訴した）。すなわち、令和4年最判の趣旨を踏まえて、税務当局は総則6項適用如何を判断しなければならないことになる。

しかし、総則6項自体は、そもそも「6 この通達の定めによって評価することが著しく不適当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価する。」と定めるものであり、租税回避行為を第一として否認する趣旨ではない。この前提是通達評価による評価額が相続税

の評価にあたり「著しく不適当」であり、まず価格乖離型乖離が明からとなっており、それが客観的交換価値に比して不適当な場合に適用されるのである。その限りにおいて、価格乖離型乖離につき、一定のガイドラインが存しない以上、納税者の予測可能性という観点からは、おしなべて通達評価による公平な適用が要求されるのは当然であり、今後一定のガイドラインを設けることは税務当局の課題であると考える。そのような解決すべき問題点は存するものの、価格乖離型乖離を軽視し、価格乖離に合理的理由があるか否かをもとめ、特に、納税者の租税回避性という主觀を持ち込むことは、適當な思考パターンではないと考える。

以上、筆者は、そもそも令和4年最判の総則6項の判断基準に偏りがあることに反対するものであり、本件において特殊事情の中で実際に取引事例が成立するような場合は、本件O社株式を単なる非上場株式として評価することに反対である。なお、その評価額は、上記のとおり、税務当局の算定報告額（8万0373円／株）ではなく、株式譲渡価格及び基本合意価格（10万5068円／株）によるものが、本件における客観的交換価値であると考える。

本件は、税務当局により控訴されたので、今後の推移に注目したい。

【わたなべ・みつる】

*3 渡辺充「総則6項再考」（『税研』第234号、16～25頁、日本税務研究センター）